

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律
 旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)	1
○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)	24
○中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)	29
○地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	39
○印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)	41
○情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)	43
○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)	44
○沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)	45
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百十七号)	48
○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)	50

改 正 案	現 行
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第八条） 第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進 第一節 経営革新（第九条・第十条） 第二節 異分野連携新事業分野開拓（第十一条・第十二条） 第三節 支援措置（第十三条―第十六条） 第四節 支援体制の整備（第十七条―第二十一条） 第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備 第一節 新技術を利用した事業活動の支援（第二十二条―第二十七条） 第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備（第二十八―第三十四条） 第三節 雑則（第三十五条） 第五章 雑則（第三十六条―第四十一条） 第六章 罰則（第四十二条） 附則	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進（第四条―第八条） 第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進 第一節 経営革新（第九条・第十条） 第二節 異分野連携新事業分野開拓（第十一条・第十二条） 第三節 支援措置（第十三条―第十五条） 第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備 第一節 経営基盤強化の支援（第十六条―第十八条） 第二節 新技術を利用した事業活動の支援（第十九条―第二十四条） 第三節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備（第二十五―第三十一条） 第四節 雑則（第三十二条） 第五章 雑則（第三十三条―第三十八条） 第六章 罰則（第三十九条） 附則

第一章 総則

第一条 (略)

(定義)

第二条 (略)

2ゝ6 (略)

7 この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であつて、中小企業者又は組合等がその経営を實質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。

8ゝ10 (略)

11 この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十八条において「指定都市」という。）の区域において、新たな事業活動を行う者に対して、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場等に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化その他の支援の事業（以下「支援事業」という。）を行う者であつて、第二十八条第一項に規定する事業環境整備構想において定められるものをいう。

12 (略)

(基本方針)

第一章 総則

第一条 (略)

(定義)

第二条 (略)

2ゝ6 (略)

(新設)

7ゝ9 (略)

10 この法律において「新事業支援機関」とは、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十五条において「指定都市」という。）の区域において、新たな事業活動を行う者に対して、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場等に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化その他の支援の事業（以下「支援事業」という。）を行う者であつて、第二十五条第一項に規定する事業環境整備構想において定められるものをいう。

11 (略)

(基本方針)

第三条 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進に関する次に掲げる事項

イ 経営革新に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

ロ 異分野連携新事業分野開拓に関する次に掲げる事項

(1)・(3) (略)

(4) 海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他異分野連携新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項

ハ 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の支援体制の整備に関する次に掲げる事項

(1) 経営革新等支援業務(第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務をいう。以下この号において同じ。)の内容に関する事項

(2) 経営革新等支援業務の実施体制に関する事項

(3) 経営革新等支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

三 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に関する次に掲げる事項

イ 新事業を利用した事業活動の支援に関する次に掲げる事項

第三条 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進に関する次に掲げる事項

イ 経営革新に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

ロ 異分野連携新事業分野開拓に関する次に掲げる事項

(1)・(3) (略)

(4) 異分野連携新事業分野開拓の促進に当たって配慮すべき事項

(新設)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

三 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に関する次に掲げる事項

イ 新事業を利用した事業活動の支援に関する次に掲げる事項

イ 新事業を利用した事業活動の支援に関する次に掲げる事項

項

(1) 新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人(第四章第一節において「中小企業者等」という。)に対して支出の機会の増大を図るべきものの内容に関する事項

(2) (略)

ロ 次に掲げる事項につき、第二十八条第一項に規定する事業環境整備構想の指針となるべきもの

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

第二章 (略)

第三章 中小企業の経営の革新及び異分野連携新事業分野
開拓の促進

第一節 経営革新

(経営革新計画の承認)

第九条 中小企業者及び組合等(以下この節、第三章第三節、第三十九条第一項第三号及び附則第四条第一項において「中小企業者等」という。)は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画(中小企業者等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は出資して会社を設立しようとする場合にあつては当該中小企業者等がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、中小企業者等が合併して会社を設立しようとする場合にあつて

(1) 新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人(第四章第二節において「中小企業者等」という。)に対して支出の機会の増大を図るべきものの内容に関する事項

(2) (略)

ロ 次に掲げる事項につき、第二十五条第一項に規定する事業環境整備構想の指針となるべきもの

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

第二章 (略)

第三章 中小企業の経営の革新及び異分野連携新事業分野
開拓の促進

第一節 経営革新

(経営革新計画の承認)

第九条 中小企業者及び組合等(以下この節及び附則第四条第一項において「中小企業者等」という。)は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画(中小企業者等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は出資して会社を設立しようとする場合にあつては当該中小企業者等がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、中小企業者等が合併して会社を設立しようとする場合にあつては合併により設立される会社(合併後存続

は合併により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う経営革新に関するものを、中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行おうとする場合にあっては当該中小企業者等が当該外国関係法人等と共同で行う経営革新に関するものを含む。以下「経営革新計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営革新計画を作成した場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行政庁に提出するものとする。

2・3 (略)

第十条 (略)

第二節 異分野連携新事業分野開拓

(異分野連携新事業分野開拓計画の認定)

第十一条 複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする二以上の中小企業者を含む場合に限る。以下同じ。）は、共同で行おうとする異分野連携新事業分野開拓に関する計画（複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行おうとする場合にあっては、当該複数の中小企業者が当該外国関係法人等と共同で行う異分野連携新事業分野開拓に関するものを含む。以下「異分野連携新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に

する会社を含む。）が行う経営革新に関するものを含む。以下「経営革新計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営革新計画を作成した場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行政庁に提出するものとする。

2・3 (略)

第十条 (略)

第二節 異分野連携新事業分野開拓

(異分野連携新事業分野開拓計画の認定)

第十一条 複数の中小企業者（その行う事業の分野を異にする二以上の中小企業者を含む場合に限る。以下同じ。）は、共同で行おうとする異分野連携新事業分野開拓に関する計画（以下「異分野連携新事業分野開拓計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出して、その異分野連携新事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。

提出して、その異分野連携事業分野開拓計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 異分野連携新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中小企業者（複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連携新事業分野開拓を行おうとする場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。第五号において同じ。）以外の事業者（以下この項において「大企業者」という。）がある場合又は異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第二十条において同じ。）その他の者（以下この項において「協力者」という。）がある場合は、当該大企業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 六 (略)

3 (略)

第十二条 (略)

第三節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)
第十三条 (略)

2 異分野連携新事業分野開拓計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 異分野連携新事業分野開拓を共同で行う中小企業者以外の事業者（以下この項において「大企業者」という。）がある場合又は異分野連携新事業分野開拓の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の者（以下この項において「協力者」という。）がある場合は、当該大企業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 六 (略)

3 (略)

第十二条 (略)

第三節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)
第十三条 (略)

2

中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3

中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

（新設）

2

中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金（以下「経営革新事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

4 | 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第四項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証（以下「異分野連携新事業分野開拓関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
(略)	(略)	(略)

3 | 普通保険、無担保保険、特別小口保険又は中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項に規定する債務の保証であつて、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第三項に規定する異分野連携新事業分野開拓関連保証（以下「異分野連携新事業分野開拓関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
(略)	(略)	(略)

5 | 海外投資関係保険の保険関係であつて、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小

企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企

(新設)

業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、「同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

6| 新事業開拓保険の保険関係であって、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、「同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

7| 普通保険の保険関係であって、経営革新関連保証又は異分野連携新事業分野開拓関連保証に係るものについての中小企業信

4| 新事業開拓保険の保険関係であって、異分野連携新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金（以下「異分野連携新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、「同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（異分野連携新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

5| 普通保険の保険関係であって、経営革新関連保証又は異分野連携新事業分野開拓関連保証に係るものについての中小企業信

用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

8 | (略)

第十四条 (略)

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第十五条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

一 中小企業者等（当該中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が承認経営革新計画に従つて海外において経営革新のための事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。次号において同じ。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。同号において同じ。）を行うこと。

二 複数の中小企業者（当該複数の中小企業者がそれぞれの中
小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で異分野連
携新事業分野開拓を行う場合にあつては、当該外国関係法人

用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

6 | (略)

第十四条 (略)

第十五条 削除

等を含む。)が認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行うために必要とする長期の資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

2 前項の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

(貿易保険法の特例)

第十六条 承認経営革新計画に従って中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において経営革新のための事業を行う場合において、銀行等(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行その他経済産業省令で定める金融機関をいう。以下この条において同じ。)又は外国金融機関(外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権(以下「海外経営革新貸付金債権」という。)を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外経営革新貸付金債権の取得(以下「海外経営革新資金貸付」という。)は、貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付(以下「海外事業資金貸付」という。)とみなす。

2 独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外経営

(新設)

革新資金貸付について貿易保険法第五十四条第一項の規定により同条第二項に規定する海外事業資金貸付保険（以下「海外事業資金貸付保険」という。）を引き受ける場合には、同項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十六条第一項に規定する海外経営革新貸付金債権」とする。

3 認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う場合において、銀行等又は外国金融機関が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権（以下「海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権」という。）を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権の取得（以下「海外異分野連携新事業分野開拓資金貸付」という。）は、海外事業資金貸付とみなす。

4 日本貿易保険が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外異分野連携新事業分野開拓資金貸付について海外事業資金貸付保険を引き受ける場合には、貿易保険法第五十四条第二項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十六条第三項に規定する海外異分野連携新事業分野開拓貸付金債権」とする。

第四節 支援体制の整備

（新設）

(認定経営革新等支援機関)

第十七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行う者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定経営革新等支援機関」という。）は、次の業務を行うものとする。

- 一 経営革新又は異分野連携新事業分野開拓を行うとする中小企業の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
- 二 経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従つて行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

3 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 経営革新等支援業務に関する次に掲げる事項

イ 経営革新等支援業務の内容

ロ 経営革新等支援業務の実施体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4 認定経営革新等支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）

(新設)

をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（改善命令）

第十八条 主務大臣は、認定経営革新等支援機関の経営革新等支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定経営革新等支援機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（認定の取消し）

第十九条 主務大臣は、認定経営革新等支援機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

（新設）

（中小企業信用保険法の特例）

第二十条 第十七条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り）、一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限り）又は特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限り）であつて、経営革新等支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同

（新設）

法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第十七条第一項に規定する経営革新等支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(中小企業基盤整備機構の行う認定経営革新等支援機関協力業務)

第二十一条 中小企業基盤整備機構は、認定経営革新等支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他経営革新等支援業務の実施に関し必要な協力の業務を行う。

第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

(削る)

(削る)

(新設)

第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

第一節 経営基盤強化計画の支援

(経営基盤強化計画の承認)

第十六条 その業種における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行われており、その業種に係る競争条件、貿易構造、原材料の供給事情その他のその業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け、その業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがある業種であつて政令で指定するもの(以下「特定業種」という。)に属す

る事業を行う中小企業者を構成員とする組合等（以下この節において「特定組合等」という。）は、その構成員たる中小企業者が行う特定業種に属する事業に係る新商品、新役務又は新技術の開発、企業化、需要の開拓その他の事業であつてその構成員たる特定業種に属する事業を行う中小企業者の将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関するもの（以下「経営基盤強化事業」という。）についての計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、特定業種を指定する政令の施行の日から起算して政令で定める期間を経過する日までにこれを主務大臣に提出して、その経営基盤強化計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 経営基盤強化事業の目標
- 二 経営基盤強化事業の内容及び実施時期
- 三 経営基盤強化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

四 特定組合等が経営基盤強化事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

3 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

- 一 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該特定組合等の構成員たる中小企業者が当該特定業種に係る経済的環境の著しい変化に対処する上で有効かつ適切なものである

(削る)

こと。

二 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該特定組合等の構成員たる中小企業者の能力を有効かつ適切に發揮させるとともに、その経営革新に向けた努力を助長するものであり、かつ、国民経済の健全な発展を阻害するものでないこと。

三 その経営基盤強化計画が当該経営基盤強化事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

四 前項第四号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

五 当該特定組合等の構成員たる中小企業者であつて当該経営基盤強化事業に係る特定業種に属する事業を行うものの相当部分が当該経営基盤強化計画に従つて経営基盤強化事業を行うものであること。

4 主務大臣は、第一項の特定業種を指定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

(経営基盤強化計画の変更等)

第十七条 前条第一項の承認を受けた特定組合等は、当該承認に係る経営基盤強化計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の承認を受けた特定組合等又はその構成員が当該承認に係る経営基盤強化計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認経営基盤強化計画」という。)に従つて経営基盤強化事業を行つ

(削る)

第一節 新技術を利用した事業活動の支援

第二十二条～第二十五条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二十六条 新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証(中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項に規定する特定補助金等(以下「特定補助金等」という。)に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係につ

ていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。
3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

(中小企業信用保険法の特例の規定の準用)

第十八条 第十三条第一項、第五項及び第六項の規定は、普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係のうち、中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の第三項に規定する債務の保証であつて、承認経営基盤強化計画に従つて行われる経営基盤強化事業に係るものを受けた中小企業者に係るものについて準用する。

第二節 新技術を利用した事業活動の支援

第十九条～第二十二条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第二十三条 新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証(中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する債務の保証であつて、特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第九項に規定する特定補助金等(以下「特定補助金等」という。)に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係につ

ては、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

2 (略)

第二十七条 (略)

第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備

第二十八条～第三十一条 (略)

(独立行政法人情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務)

第三十二条 (略)

2 前項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第十二条第二項中「又は第二十三条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは、「第二十三条第一項の信用基金に充てるため又は中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十二条第一項第一号に掲げる業務（以下「教材開発業務」という。）に必要な資金に充てるため」と、「又は第二十三条第一項の信用基金の」とあるのは、「第二十三条第一項の信用基金又は教材開発業務に必要な資金の」と、情報処理促進法第二十四条第二項中「並びに前条第一項の信用基金に係

ては、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（特定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

2 (略)

第二十四条 (略)

第三節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備

第二十五条～第二十八条 (略)

(独立行政法人情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務)

第二十九条 (略)

2 前項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第十二条第二項中「又は第二十三条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは、「第二十三条第一項の信用基金に充てるため又は中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第一項第一号に掲げる業務（以下「教材開発業務」という。）に必要な資金に充てるため」と、「又は第二十三条第一項の信用基金の」とあるのは、「第二十三条第一項の信用基金又は教材開発業務に必要な資金の」と、情報処理促進法第二十四条第二項中「並びに前条第一項の信用基金に係

る出資」とあるのは、「前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資」と、情報処理促進法第二十五条第一項中「並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは、「第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者」とする。

3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第二十六条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法第十九条第五項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第二項、第六十七条（同条第一号の場合及び同条第二号の場合（同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。）に係るものに限る。）並びに第七十一条第一号、第二号及び第五号の主務大臣は経済産業大臣（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する業務（以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。）に係るものについては、経済産業大臣及び厚生労働大臣）とし、独立行政法人通則法第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十三条、第三十八条第一項及び第四項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令（情報関連人材育成推進業務に係るものについては、経済産業省令・厚生労働省令）とする。

第三十三条・第三十四条（略）

る出資」とあるのは、「前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資」と、情報処理促進法第二十五条第一項中「並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者」とあるのは、「第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者」とする。

3 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、情報処理促進法第二十六条の規定にかかわらず、独立行政法人通則法第十九条第五項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四項、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第二項及び第四項、第四十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第二項、第六十七条（同条第一号の場合及び同条第二号の場合（同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするときに限る。）に係るものに限る。）並びに第七十一条第一号、第二号及び第五号の主務大臣は経済産業大臣（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第一項に規定する業務（以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。）に係るものについては、経済産業大臣及び厚生労働大臣）とし、独立行政法人通則法第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十三条、第三十八条第一項及び第四項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令（情報関連人材育成推進業務に係るものについては、経済産業省令・厚生労働省令）とする。

第三十条・第三十一条（略）

第三節 雑則

(中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策の総合的推進)

第三十五条 国は、この章に定める措置のほか、中小企業の新たな事業活動を担う人材の育成、中小企業の有する知的財産の適切な保護、中小企業の対外取引に係る貿易保険制度の充実その他中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

第五章 雑則

(資金の確保)

第三十六条 (略)

2 国は、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(調査、指導及び助言)

第三十七条 (略)

2・3 (略)

4 国は、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第四節 雑則

(中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策の総合的推進)

第三十二条 国は、この章に定める措置のほか、中小企業の新たな事業活動を担う人材の育成、中小企業の有する知的財産の適切な保護その他中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

第五章 雑則

(資金の確保)

第三十三条 (略)

2 国は、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業及び承認経営基盤強化計画に従って行われる経営基盤強化事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(調査、指導及び助言)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 国は、認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業及び承認経営基盤強化計画に従って行われる経営基盤強化事業の適確な実施に必要な指

導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第三十八条 行政庁は承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う者に対し、主務大臣は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う者に対し、それぞれ、承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、認定経営革新等支援機関に対し、経営革新等支援業務の実施状況について報告を求めることができる。

第三十九条 (略)

(主務大臣)

第四十条 (略)

2 第十一条第一項及び第三項(第十二条第四項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項から第三項まで、第三十七条第二項並びに第三十八条第一項(認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。) における主務大臣は、経済産業大臣及び認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業を所管する大臣とする。

3 第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条、第十九条並びに第三十八条第二項における主務大臣は、経済産業大臣及び

(報告の徴収)

第三十五条 行政庁は承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う者に対し、主務大臣は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う者及び承認経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事業を行う者に対し、それぞれ、承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画若しくは承認経営基盤強化計画の実施状況について報告を求めることができる。

(新設)

第三十六条 (略)

(主務大臣)

第三十七条 (略)

2 第十一条第一項及び第三項(第十二条第四項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項から第三項まで、第三十四条第二項並びに第三十五条(認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る。) における主務大臣は、経済産業大臣及び認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業を所管する大臣とする。

3 第十六条第一項、第三項(第十七条第三項において準用する場合を含む。) 及び第四項、第十七条第一項及び第二項並びに

内閣総理大臣とする。

4 (略)

5 第十七条第一項、第三項及び第四項における主務省令は、第三項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

6 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

(権限の委任)

第四十一条 (略)

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前条第六項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第六章 罰則

第四十二条 第三十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第三十五条（承認経営基盤強化計画の実施状況に係るものに限る。）における主務大臣は、経済産業大臣及び特定業種に属する事業を所管する大臣とする。

4 (略)

(新設)

(新設)

(権限の委任)

第三十八条 (略)

(新設)

第六章 罰則

第三十九条 第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 第一条（略） （定義） 第二条（略） 2・3（略） 4 この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であつて、中小企業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。 第三条～第五条（略） （地域産業資源活用事業計画の認定） 第六条 中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用事業に関する計画（中小企業者が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して会社を設立しようとする場合にあってはその組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 第一条（略） （定義） 第二条（略） 2・3（略） （新設） 第三条～第五条（略） （地域産業資源活用事業計画の認定） 第六条 中小企業者は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用事業に関する計画（中小企業者が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して会社を設立しようとする場合にあっては、その組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設

設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う地域産業資源活用事業に関するものを、中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業（需要の開拓に係るものに限る。以下この項、第八条第二項、第十一条第一項及び第十二条第一項において同じ。）を行おうとする場合にあっては当該中小企業者が当該外国関係法人等と共同で行う地域産業資源活用事業に関するものを含む。以下「地域産業資源活用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その地域産業資源活用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

255 (略)

第七条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第八条 (略)

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険の保険関係であつて、海外地域産業資源活用事業関連保証（同項に規定する債務の保証であつて、認定計画に従つて海外において行われる地域産業資源活用事業に必要な資金に係るものをいう。）を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第七条第二項に規定する認定計画に従つて海外において行われる地域産業資源活用事業（需要の開拓に係るものに限る。）に必要な資金（以下「海外地域

設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う地域産業資源活用事業に関するものを含む。以下「地域産業資源活用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その地域産業資源活用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

255 (略)

第七条 (略)

(中小企業信用保険法の特例)

第八条 (略)

(新設)

産業資源活用事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円（海外地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（海外地域産業資源活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

3
5
(略)

第九条・第十条 (略)

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第十一条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条の規定にかかわらず、中小企業者（当該中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で地域産業資源活用事業を行う場合にあっては、当該外国関係法人等を含む。）が認定計画に従って海外において地域産業資源活用事業を行うために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち主務省令で定めるものからの借入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）を行うことができる。

2 前項の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

2
4
(略)

第九条・第十条 (略)

第十一条 削除

(貿易保険法の特例)

第十二条 認定計画に従って中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において地域産業資源活用事業を行う場合において、銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行その他経済産業省令で定める金融機関をいう。以下この項において同じ。）又は外国金融機関（外国の銀行その他の金融機関のうち経済産業省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権（以下「海外地域産業資源活用事業貸付金債権」という。）を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外地域産業資源活用事業貸付金債権の取得（以下「海外地域産業資源活用事業資金貸付」という。）は、貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付（以下「海外事業資金貸付」という。）とみなす。

2 独立行政法人日本貿易保険が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外地域産業資源活用事業資金貸付について貿易保険法第五十四条第一項の規定により同条第二項に規定する海外事業資金貸付保険を引き受ける場合には、同項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十二条第一項に規定する海外地域産業資源活用事業貸付金債権」とする。

(新設)

第十三条～第十六条 (略)

(主務大臣等)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 第六条第一項及び第七条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第十一条第一項における主務省令は、経済産業省令・財務省令とし、次条における主務省令は、前項に規定する主務大臣の発する命令とする。

第十八条 (略)

(罰則)

第十九条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第十二条～第十五条 (略)

(主務大臣等)

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 第六条第一項及び第七条第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同項に規定する主務大臣の発する命令とする

第十七条 (略)

(罰則)

第十八条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

改 正 案	現 行
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 農商工等連携事業の促進（第四条―第十五条） 第三章 雑則（第十六条―第二十条） 第四章 罰則（第二十一条） 附則 第一章 総則 第一条（略） （定義） 第二条（略） 2ゝ3（略） 4 この法律において「農商工等連携事業」とは、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業者（農林漁業以外の事業を営み、又は行う場合における当該中小企業者に限る。以下この条、第四条及び第十六条第一項において同じ。）と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業であつて、当該中小企業者及び当該農林漁業者のそれぞれの経営資源	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 農商工等連携事業の促進（第四条―第十四条） 第三章 雑則（第十五条―第十九条） 第四章 罰則（第二十条） 附則 第一章 総則 第一条（略） （定義） 第二条（略） 2ゝ3（略） 4 この法律において「農商工等連携事業」とは、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業者（農林漁業以外の事業を営み、又は行う場合における当該中小企業者に限る。以下この条、第四条及び第十五条第一項において同じ。）と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業であつて、当該中小企業者及び当該農林漁業者のそれぞれの経営資源

を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うものをいう。

5| この法律において「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であつて、中小企業者又は農林漁業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つものをいう。

6| (略)

(基本方針)

第三条 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 農商工等連携事業に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 海外において農商工等連携事業が実施される場合における国内の事業基盤の維持その他農商工等連携事業の促進に当たって配慮すべき事項

三 (略)

3・4 (略)

第二章 農商工等連携事業の促進

(農商工等連携事業計画の認定)

第四条 農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者及び農林漁業者は、共同して、当該農商工等連携事業に関する計画（

を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うものをいう。

(新設)

5| (略)

(基本方針)

第三条 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (略)

二 農商工等連携事業に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 農商工等連携事業の促進に当たって配慮すべき事項

三 (略)

3・4 (略)

第二章 農商工等連携事業の促進

(農商工等連携事業計画の認定)

第四条 農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者及び農林漁業者は、共同して、当該農商工等連携事業に関する計画（

中小企業者及び農林漁業者がそれぞれの外国関係法人等の全部又は一部と共同で農商工等連携事業を実施しようとする場合にあっては、当該中小企業者及び農林漁業者が当該外国関係法人等と共同で実施する農商工等連携事業に関するものを含む。以下「農商工等連携事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その農商工等連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2・3 (略)

第五条～第七条 (略)

第八条 (略)
(中小企業信用保険法の特例)

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険の保険関係であつて、農商工等連携事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「四億円（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する認定農商工等連携事業に必要な資金（以下「農商工等連携事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（農商工等連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円（農商工等連携事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

以下「農商工等連携事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その農商工等連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2・3 (略)

第五条～第七条 (略)

第八条 (略)
(新設)
(中小企業信用保険法の特例)

3 | 6 | (略)

第九条・第十条 (略)

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第十一条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条の規定にかかわらず、中小企業者（当該中小企業者及び農林漁業者がそれぞれの外国関係法人等の全部又は一部と共同で農商工等連携事業を実施する場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が認定農商工等連携事業計画に従つて海外において農商工等連携事業を実施するために必要とする長期の資金の借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち主務省令で定めるものからの借入れに限る。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）を行うことができる。

2 前項の規定による債務の保証は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

(農業改良資金融通法の特例)

第十二条 認定農商工等連携事業に第四条第二項第二号イに掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農商工等連携事業を実施する認定中小企業者（同条第一項の認定を受けた中小企業者をいう。以下同じ。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金融通法の規定を適用する。

2 | 5 | (略)

第九条・第十条 (略)

(新設)

(農業改良資金融通法の特例)

第十一条 認定農商工等連携事業に第四条第二項第二号イに掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農商工等連携事業を実施する認定中小企業者（同条第一項の認定を受けた中小企業者をいう。以下同じ。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなして、農業改良資金融通法の規定を適用する。

この場合において、同法第三条第一項第一号中「農業者又はその組織する団体（次号において「農業者等」という。）」とあるのは「農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）が実施する農業改良措置を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十二条第一項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）が同法第四条第二項第二号イに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、同項第二号中「農業者等」とあるのは「認定中小企業者」と、同法第七条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「認定中小企業者である申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその構成員）」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農工商等連携事業を実施する農業者等（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2 (略)

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

第十三条 認定農工商等連携事業に第四条第二項第二号ロに掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農工商等連携事業を実施する認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を林業

この場合において、同法第三条第一項第一号中「農業者又はその組織する団体（次号において「農業者等」という。）」とあるのは「農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）が実施する農業改良措置を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）が同法第四条第二項第二号イに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、同項第二号中「農業者等」とあるのは「認定中小企業者」と、同法第七条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）」とあるのは「認定中小企業者である申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその構成員）」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農工商等連携事業を実施する農業者等（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業者）の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2 (略)

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

第十二条 認定農工商等連携事業に第四条第二項第二号ロに掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農工商等連携事業を実施する認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を林業

・木材産業改善措置とみなして、林業・木材産業改善資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者（以下「林業従事者等」という。）」とあるのは「林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者（以下「林業従事者等」という。）」が実施する林業・木材産業改善措置を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十二条第一項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）が同法第四条第二項第二号に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、同条第二項中「林業従事者等」とあるのは「認定中小企業者」と、同法第四条中「一林業従事者等」とあるのは「一認定中小企業者」と、同法第八条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）」とあるのは「認定中小企業者である申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその構成員）」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農工商等連携事業を実施する林業従事者等（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2・3 (略)

・木材産業改善措置とみなして、林業・木材産業改善資金助成法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者（以下「林業従事者等」という。）」とあるのは「林業従事者、木材産業に属する事業を営む者（政令で定める者に限る。）又はこれらの者の組織する団体その他政令で定める者（以下「林業従事者等」という。）」が実施する林業・木材産業改善措置を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）が同法第四条第二項第二号に掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、同条第二項中「林業従事者等」とあるのは「認定中小企業者」と、同法第四条中「一林業従事者等」とあるのは「一認定中小企業者」と、同法第八条中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）」とあるのは「認定中小企業者である申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその構成員）」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農工商等連携事業を実施する林業従事者等（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）の経営」と、「同項」とあるのは「前条第一項」とする。

2・3 (略)

（沿岸漁業改善資金助成法の特例）

第十四条 認定農工商等連携事業に第四条第二項第二号ハに掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農工商等連携事業を実施する認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）とあるのは「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）が実施する沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十二条第一項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）が同法第四条第二項第二号ハに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条中「一沿岸漁業従事者等」とあるのは「一認定中小企業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁

（沿岸漁業改善資金助成法の特例）

第十三条 認定農工商等連携事業に第四条第二項第二号ハに掲げる措置が含まれる場合において、当該認定農工商等連携事業を実施する認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその構成員が当該措置を行うときは、当該措置を行うのに必要な資金で政令で定めるものを、それぞれ沿岸漁業改善資金助成法第二条第二項の経営等改善資金のうち政令で定める種類の資金とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項中「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）とあるのは「沿岸漁業の従事者、その組織する団体その他政令で定める者（以下「沿岸漁業従事者等」という。）が実施する沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するため中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「構成員」という。）が同法第四条第二項第二号ハに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第四条中「一沿岸漁業従事者等」とあるのは「一認定中小企業者」と、「経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁

業者等養成確保資金のそれぞれ」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第八条第一項中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。）」とあるのは「認定中小企業者である申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその構成員）」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農工商等連携事業を実施する沿岸漁業従事者等（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）の経営」とする。

2・3 (略)

(削る)

(貿易保険法の特例)

第十五条 認定農工商等連携事業計画に従って中小企業者及び農林漁業者がそれぞれの外国関係法人等の全部又は一部と共同で海外において農工商等連携事業を実施する場合において、銀行等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行その他経済産業省令で定める金融機関をいう。以下この項において同じ。）又は外国金融機関（外国の銀行その他の外国の金融機関のうち経済産業省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）が当該外国関係法人等に対する当該事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権（以下「海外農工商等連携事業貸付金債権」

業者等養成確保資金のそれぞれ」とあるのは「経営等改善資金」と、同法第八条第一項中「その申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者。以下同じ。）」とあるのは「認定中小企業者である申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその構成員）」と、「その経営」とあるのは「その申請者と共同で中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項の認定農工商等連携事業を実施する沿岸漁業従事者等（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）の経営」とする。

2・3 (略)

第十四条 削除

(新設)

という。)を取得したときは、当該銀行等又は外国金融機関が行う海外農工商等連携事業貸付金債権の取得(以下「海外農工商等連携事業資金貸付」という。)は、貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第二条第十七項に規定する海外事業資金貸付(以下「海外事業資金貸付」という。)とみなす。

2 独立行政法人日本貿易保険が前項の規定により海外事業資金貸付とみなされた海外農工商等連携事業資金貸付について貿易保険法第五十四条第一項の規定により同条第二項に規定する海外事業資金貸付保険を引き受ける場合には、同項中「貸付金債権等」とあるのは、「貸付金債権等若しくは中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十五条第一項に規定する海外農工商等連携事業貸付金債権」とする。

第三章 雑則

第十六条～第十八条 (略)

(主務大臣等)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 第二条第五項における主務省令は、農林水産省令・経済産業省令とする。

5 第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項における主務省令は、第二項及び第三項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

6 第十一条第一項における主務省令は、経済産業省令・財務省

第三章 雑則

第十五条～第十七条 (略)

(主務大臣等)

第十八条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項における主務省令は、前二項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

(新設)

令とする。	7 (略)
第二十条 (略)	5 (略)
第四章 罰則	第十九条 (略)
第二十一条 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。	第四章 罰則
2・3 (略)	第二十条 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
	2・3 (略)

改正案	現行
（用途による不動産取得税の非課税） 第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。 一 二十（略） 二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項第二号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項第一号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地 二十二 三十七（略） 2・3（略） （事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略） 2（略） 3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う	（用途による不動産取得税の非課税） 第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。 一 二十（略） 二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項第二号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項第一号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地 二十二 三十七（略） 2・3（略） （事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略） 2（略） 3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う

事業に対しては、事業所税を課することができない。

一〇十七 (略)

(削る)

十八 (略)

十九 (略)

二十〇二十九 (略)

四〇七 (略)

事業に対しては、事業所税を課することができない。

一〇十七 (略)

十八 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第二項に規定する承認経営基盤強化計画に従つて実施される同法第十六条第一項に規定する経営基盤強化事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十九 (略)

十九の二 (略)

二十〇二十九 (略)

四〇七 (略)

改 正 案

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文 書 名	作 成 者
（略） 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十四条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号並びに第十四号から第十六号までに掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務（同項第七号に掲げる業務を除く。）並びに	（略） 独立行政法人 中小企業基盤 整備機構

現 行

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文 書 名	作 成 者
（略） 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）、第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）、第十二号並びに第十四号から第十六号までに掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務（同項第七号に掲げる業務を除く。）並びに	（略） 独立行政法人 中小企業基盤 整備機構

(略)	同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号ロ及びハに掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、同法附則第八条（旧繊維法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務に関する文書
(略)	

(略)	同法附則第五条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）の業務（同条第一項第五号ロ及びハに掲げる業務を除く。）、同法附則第六条（公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例）の業務、同法附則第八条（旧繊維法に係る業務の特例）の業務並びに同法附則第八条の二第一項（旧新事業創出促進法に係る業務の特例）及び第八条の四第一項（旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例）の業務に関する文書
(略)	

○情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務の範囲） 第二十条 機構は、第十条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一〇七 （略） 八 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）<u>第三十二条第一項各号に掲げる業務を行うこと。</u> 2 （略）	（業務の範囲） 第二十条 機構は、第十条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一〇七 （略） 八 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）<u>第二十九条第一項各号に掲げる業務を行うこと。</u> 2 （略）

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
（認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなす場合） 第三十八条 次の表の上欄に掲げる者については、認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を適用する。		（認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなす場合） 第三十八条 次の表の上欄に掲げる者については、認定中小企業経営資源活用計画に従って中小企業経営資源活用を実施する中小企業者とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を適用する。	
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）<u>第二条第十項に規定する特定補助金等の交付を平成二十八年三月三十一日までに申請し、当該特定補助金等の成果を利用した事業活動を実施する同条第一項各号に掲げる中小企業者</u>	第三十五条 第一項、第三項及び第四項並びに第三十六条	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正案		現行	
（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例） 第六十六条（略） 2～4（略） 5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例） 第六十六条（略） 2～4（略） 5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第九条第一項	中小企業者及び特定中小企業者等（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六条第一項に規定する特定中小企業者（以下単に「特定中小企業者」という。）及び同項に規定する特定組合等（以下単に「特定組合等」という。）をいう。）	（略）	（略）

第三十七條 第一項	行政庁	都道府県	経済産業省令	中小企業者等	第十五条第一項第一号	経済産業省令・財務省令	特定中小企業者等	第十三条第一項から第三項まで並びに第十四条第一項第一号及び第二号	(略)
									(略)
第三十六條 第一項	行政庁	都道府県	経済産業省令	中小企業者等	第十五条第一項第一号	経済産業省令・財務省令	特定中小企業者等	第十三条第一項から第三項まで並びに第十四条第一項第一号及び第二号	(略)
									(略)
第三十七條 第一項	行政庁	都道府県	経済産業省令	中小企業者等	第十五条第一項第一号	経済産業省令・財務省令	特定中小企業者等	第十三条第一項から第三項まで並びに第十四条第一項第一号及び第二号	(略)
									(略)

第三十四條 第一項	行政庁	都道府県	(新設)	(新設)	第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項第一号及び第二号	中小企業者	(略)
							(略)
第三十三條 第一項	行政庁	都道府県	(新設)	(新設)	第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項第一号及び第二号	中小企業者	(略)
							(略)
第三十四條 第一項	行政庁	都道府県	(新設)	(新設)	第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項第一号及び第二号	中小企業者	(略)
							(略)

第三十七第三項	都道府県	沖縄県
第三十八条第一項	行政庁	沖縄県知事
第三十九条第二項	都道府県知事 経済産業省令 経済産業大臣	沖縄県知事 内閣府令・経済産業省令 内閣総理大臣及び経済産業大臣
第四十二條第一項	第三十八條第一項	第三十八條第一項（沖縄振興特別措置法第六十六條第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

第三十四條第三項	都道府県	沖縄県
第三十五条	行政庁	沖縄県知事
第三十六條第二項	都道府県知事 経済産業省令 経済産業大臣	沖縄県知事 内閣府令・経済産業省令 内閣総理大臣及び経済産業大臣
第三十九條第一項	第三十五條	第三十五條（沖縄振興特別措置法第六十六條第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

改 正 案	現 行
（業務の範囲） 第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一 八 （略） 九 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第五条の規定による債務の保証、同法第二十一条の規定による協力及び同法第三十四条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。 十 十八 （略） 2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。 一 四 （略） 五 委託を受けて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。 六 八 （略） 3・4 （略） 5 機構は、第一項第八号に掲げる業務（<u>中心市街地活性化法第三十八条第一項に規定するものに限る。</u>）、<u>第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項に規定するものに限る。）</u>並びに<u>第一項第十一号</u>	（業務の範囲） 第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一 八 （略） 九 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第五条の規定による債務の保証及び同法第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。 十 十八 （略） 2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。 一 四 （略） 五 委託を受けて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。 六 八 （略） 3・4 （略） 5 機構は、第一項第八号に掲げる業務（<u>中心市街地活性化法第三十八条第一項に規定するものに限る。</u>）、<u>第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一項に規定するものに限る。）</u>並びに<u>第一項第十一号</u>

及び第十三号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号に掲げるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四条第一項第一号に掲げるものに限る。)並びに第十五条第一項第十一号及び第十六号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2
7 (略)

及び第十三号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二条 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号に掲げるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一項第一号に掲げるものに限る。)並びに第十五条第一項第十一号及び第十六号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2
7 (略)

改 正 案	現 行
（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の特例） 第二百二十二条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十二条第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項の規定の適用については、同項中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」とする。 2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十三条第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。 3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十四条第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「五年」とあ	（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の特例） 第二百二十二条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）<u>第十一条第二項</u>に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項の規定の適用については、同項中「<u>十二年</u>」とあるのは「<u>十五年</u>」と、「五年」とあるのは「八年」とする。 2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十二条第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「五年」とあるのは「八年」とする。 3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十三条第二項に規定する資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第二項中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第三項中「五年」とあ

るのは「八年」とする。

るのは「八年」とする。